



焦点

- 町行政執行方針
- 教育行政執行方針
- 令和6年度 予算決定
- 犯罪被害者等支援条例を制定しました

3月1日 全日直 日直 琉貫

No.751
2024年 4 月号
広報

おこっぺ

令和6年度 町行政執行方針



令和6年度の町政執行に当たっての方針を申し上げ、議員各位ならびに町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年4月は町長ならびに議会議員の改選期でありましたが、いずれの選挙も無投票となり、議会議員は残念ながら議員定数に満たない中でスタートとなりました。この事を受けて議会では、9月に「議員なり手不足検討特別委員会」を設置され精力的に取り組みられておりますが、町としましても町政に対する町民の理解が深まることはとても重要なことと考え、特に若い世代が関心を持って頂ける環境づくりに努力してまいります。議員に限らず担い手不足は人口減少が進む我が国、なかでも農山漁村地帯では全ての分野において深刻な課題であります。これまで酪農業や水産加工業などを中心に人材を海外からの技能実習生に頼ってきましたが、国は現在の制度を廃止するとともに、新たに「育成就労制度」を創設

し、3年間で海外からの就労者を一定水準まで育成することを目標としています。また、1、2年で同じ分野間の転職を可能とする制度内容となつていきます。この事により海外就労者の減少も想定されることから、担い手対策を町全体の最重要課題と捉え、若い世代や関係団体と協議を行い、人材の確保に向けて努力をしてまいります。

昨年8月後半から9月にかけての猛暑は、これまでに無い気象であり私たちの生活に深刻な影響を及ぼし、冷房設備の無い学校や高齢者施設等では命に係わる問題となりました。農業においては熱中症で倒れる乳牛、火傷のような状態になり商品価値が落ちた玉葱などの野菜、鱒ではなくシーラやフグなどが獲れる様になったオホーツク海と言うように、産業や社会生活においてこれまでの常識が通用しなくなっています。学校や高齢者施設などに冷房設備の整備を順次進めています。これはあくまでも対処療法的な

施策であります。やはり国連や我が国が2050年までに達成しようとしている地球温暖化対策におけるゼロカーボン、何としても達成しなければならぬ目標であります。特に温室効果ガス総排出量の6割が、私たちの生活の中で使用する製品などが製造されてから廃棄される過程の中で排出されており、その殆どが化石燃料の使用に由来するものであります。本町においてもこの20年間に平均気温が約2度上昇しています。これらのことを踏まえ、町はこれまで進めてきたバイオガス事業を基盤として、北海道大学のご協力を頂きゼロカーボンを推進するための基礎的な研究などを行ってきました。昨年11月10日にゼロカーボンシティ宣言を行うとともに、町内10事業所と推進会議を立ち上げ、参加団体それぞれがゼロカーボンアクション宣言を行い、行政だけではなく自治会や各事業所など町全体が一体となって、小さな取り組みの積み重ねによる脱



炭素の町づくりをスタートさせたところでありますので、新年度は町民への啓蒙普及活動に努めてまいります。

また、大阪大学と共同研究を進めるバイオガス変換技術開発は、昨年新たな枠組みとして三箇年計画で北海道から2億円の支援を受け、ギ酸の安定生産を目指す「ゼロカーボンイノベーション事業」へと移行し、2年目となる今年は、連続したギ酸生産技術開発に取り組み予定であります。

人口減少対策

昨年12月22日に国立社会保険・人口問題研究所（社人研）が発表した2050年の人口推計は驚くべき数字でありました。2020年に比して北海道は26・9%減の382万人となり、全道すべての市町村で人口が減少、その内67市町村で人口は半分以下になる推計です。

オホーツク管内においては、2020年の人口27万3千人が40・4%減少し16万3千人となる推計ですが、これは現在の管内3市の人口総数とほぼ同数で、3市以外の町

村が全て消滅するほどの減少になります。興部町は3、628人の人口が2、143人となり減少率は40・9%と推計されましたが、現時点で本町より人口が多い津別町や清里町では、本町の推計人口より減少する見込みであります。特に14歳以下の人口減少率の高い市町村は全体人口も大きく減少する傾向にありますが、本町はこの減少率がやや小さいため緩やかな減少となっております。

各自治体では人口減少の抑制を目標として、これまでに総合戦略を策定しています。この計画は令和6年度が見直しの年でありますが、興部町総合計画との関連性を高めるため、第二期総合戦略の計画期間を令和9年度まで延長する考えであります。

また、14歳以下の人口構成が多い理由を解明するため詳しい分析を行うとともに、若い世代の意見が集約できる場を設け、将来に向けた施策の検討を行う考えであります。

防災対策

本年1月1日の午後4時10

分に石川県能登半島穴水町の北東42kmを震央として発生した地震は、震度7を観測し海岸線が4m隆起、津波と火災が発生し、その後の寒波に大雪と、この世の全ての災難が集約されたような震災となりました。この震災でお亡くなりになられた方への哀悼と被災された皆様へのお見舞いを申し上げるとともに、町としても被災地に義援金を送ることを2月16日の議会臨時会で決定しました。

今回の震災は、これまでの様な都市部での震災とは異なり、過疎化・高齢化さらには集落の点在と日本の大多数の地域を代表したような能登半島での震災であり、決して他人事ではないと考えます。マスコミの報道では震災のほんの一部しかうかがい知る事は出来ませんが、電気・上下水道・道路網などインフラが壊滅した時の恐ろしさを痛感いたしました。

本町の防災対策として、水の確保、し尿や廃棄物等の処理、避難所や住まいの確保、さらには生産現場の復旧など様々な視点から今回の震災を検証させていただき、今後の災害時の備えとしていきたい

と考えます。特に、避難訓練を繰返し実施していた地域では今回の震災でも人的被害が少ないことから、本町においても令和6年度に防災ハザードマップの更新を行うとともに、避難訓練の精度を高めてまいります。

医療施策

数年にわたって猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は昨年5月8日から5類感染症に位置づけられ、ワクチンの接種も今年3月で無料接種が終了します。しかし、未だに発症者が一定数いる一方で、インフルエンザなど旧来からある感染症も目立つようになっています。この新型感染症へのワクチン対策は海外にワクチン製造を大きく依存していることから、当初は接種に混乱があったものの順調に接種率が向上していく中で沈静化するようになりました。

このワクチン接種が順調に進んだ背景には、日頃から小児や高齢者のワクチン接種を実施している自治体医療機関の存在が大きかったと考えま

す。しかし、コロナ感染症が落ち着いた頃から病院経営の悪化や看護師などの人材不足が目立つようになりました。オホーツク管内でも中核都市における民間病院の病棟廃止や廃院などが目立つようになり、自治体病院の責任が大きくなってきました。

広域紋別病院は西紋5市町村で構成する病院ですが、内科医師の退職などにより医師不足が喫緊の課題であったため、昨年に地域医療連携推進法人「オホーツク西紋医療ケアネットワーク」を立ち上げました。この事により、札幌医科大学と連携を図り内科医師の招聘、ならびに医師研修病院としての取り組みを新年度から開始する予定であります。

国保病院では医師3名体制のもと、広域紋別病院や名寄市立総合病院などの二次医療機関と連携するとともに、新たに町民の入所が多い特養老人ホームにしおこっぺ興楽園との医療連携を進めてまいります。

また、健診業務や訪問診療などの充実を図り、住民の生命と健康を守るとともに経営改善を進める考えであります。

農業施策

町を支える産業の柱である1次産業のうち、酪農業はコロナ禍による消費の低迷、円安による飼料・生産資材などの高騰に加え、生乳の生産調整と低迷する個体価格などにより、令和5年度も前年度に続いて厳しい経営環境となりました。しかし、国等からの手厚い支援やメーカー取引乳価の引き上げ、更に昨年の秋には事実上減産が撤廃され、新年度からは1%の増産に転換するなど徐々に経営環境は改善しつつあります。

一方、昨年は全道的にサルモネラ症が蔓延し、当町においても主に子牛による発症が数戸で確認されました。興部町家畜自衛防疫組合では、これまで各種伝染病などの予防策としてワクチンの一斉接種などに取り組んできましたが、サルモネラ症に有効なワクチン接種についても自防組合で今後検討してまいります。

農地の賃貸および売買については、これまで町の農業委員会が取り扱ってきました。また、農地の集約化は「人・農地プラン」により進めてき

ましたが、令和5年4月1日に改正施行された「農業経営基盤強化促進法」により、令和7年4月1日からは都道府県が設置する農地中間管理機構が契約事務を行うこととなりますが、農地の賃貸や売買については、従前どおり農業委員会総会で決定を受けることに変わりはありません。このため、農業委員会では「現状地図・目標地図の素案」を作成し、町は地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を策定いたします。

中山間地域等直接支払交付金事業ならびに多面的機能支払交付金事業は、国民に理解される農業振興および農業経営の観点からも有効な事業であります。新たに中山間地域確定のための航空写真を撮影するとともにデジタルオルソ画像処理を行い、より精度の高い農地地図の作成を行います。

水産業施策

水産業においては、温暖化の影響が色濃く反映し、鱒・毛ガニなどを中心に総じて不

漁傾向であります。一方、主力であるホタテ貝の増殖事業は、価格・販売共に順調な状況で推移していましたが、ALPS処理水放出後は中国の禁輸が続いています。これまでに乾燥貝柱など販売への影響は少なかつたものの、今後の推移は為替相場と同様に見通しが立っていません。東京電力の損失補償や国の支援などの状況を見極め、町としても適切な対応をしてまいります。

また、鮭やホタテ貝の流通に不可欠な製氷施設の改築工事が国の補助事業として令和5年度補正で予算化されました。継続事業である沙留漁港改修および新規事業である外国人新規漁業就業者宿泊施設の建設は、町の基幹産業の振興と担い手対策に重要な施策と考え支援をしてまいります。

林業施策

林業においては、大型バイオマス施設の輸入燃料が円安により高騰していることから、地域材への引き合いが強くなっていますが、価格への影響は少ない状況です。

国民への森林環境税の賦課

が令和6年度から開始されますが、貴重な財源である森林環境譲与税の配分基準も増額へと改正されました。今後も民有林整備に対する補助や木材利用促進事業である新生児誕生祝の木製食器贈呈事業など引き続き有効活用を図ってまいります。

本年9月には、イオン環境財団と本町が連携し「北海道興部町植樹」と題し、宮下地区の町有林地において子ども達も参加して1haの植樹活動を行う予定であり、ゼロカーボン・プロジェクト事業の一環として町も一緒に取り組んでまいります。

土木・建設・運送業

土木建設関連ならびに運送業などでは、人手不足に加え、働き方改革による週休2日制の導入と、円安による資材価格の高騰などから厳しい経営状況が続くものと考えられます。この事は他の商工業やサービス業などにおいても同様の状況で、賃金の引き上げなどによりデフレからインフレにスムーズに移行できるのか大きな転換期にあると考

えます。町は商工会や関係する業界と5年先を見据えた検討協議が出来る会議をゼロカーボン推進会議と連動させて開催し、具体的な担い手対策を構築してまいります。

観光事業

観光事業は、おこっぺ町観光協会にふるさと納税事務手数料を財源として自立した活動へと移行しています。ふるさと納税者を中心に本町の応援者、リピーターとなつてもらえるように、ふるさと納税サイトの立ち上げや道の駅オンラインショップを開始するなど、寄附者や商品の購入者が興部町に興味を持ち、来てみたい応援したいというおこっぺファンの増加を図ってまいります。

また、興部高校生と地域の魅力・資源を活用した商品開発など、高校の魅力づくりと併せて地域活性化に係る授業を行うてまいります。

ライフライン整備

道路・橋梁・河川・公園・

公営住宅などの町を支える公共インフラの整備・維持管理は、住民の日常生活を支えるだけでなく防災機能としても重要なものであると考えます。この度の能登半島地震による被害を見た時に、これらのインフラがどれほど重要か理解できたと思います。しかし、予算には限りがありますので、国が推進する国土強靱化および長寿命化の補助財源を有効に活用しながら、新年度も維持管理を中心として取り組んでまいります。

また、計画的に進めております橋梁の長寿命化では、橋梁点検、渓谷橋外の実施設計と測量、吉野橋外の修繕工事を行います。道路の改良舗装では、西1丁目道路の実施設計と測量、西2丁目道路など4本の改良舗装工事や道路街路灯5基のLED化工事などを実施します。また、町外からの雇用や定住化を推進するため、定住促進住宅や雇用者住宅の建設に対する補助事業も継続して行い、若年層の人口増加を期待します。

上下水道事業

簡易水道および下水道会計は、国の制度改正によりこれまでの特別会計から地方公営企業会計に移行いたします。

簡易水道事業では、昨年9月に発生した急激な原水の濁りへの対応について検証し、給水制限などを起こさないよう努めてまいります。また、新たに西2丁目道路の配水管移設、配水池モニターの更新、量水器更新工事などを行い、安全安心な飲料水の供給に努めます。

下水道事業では、長寿命化のためストックマネジメント計画および耐水化計画の策定と下水終末処理場の耐震診断を行います。

また、興部下水終末処理場機器更新工事と発電機の購入などにより終末処理場の安定した運営に努めます。

子育て・保健・福祉施策

事業の実施を2年先送りしました「公私連携携幼保連携型認定こども園」の整備事業は、本年8月までに実施設計

が完了することから秋には補正予算にて建設費を計上し、令和8年10月の開園を目指して建設に着手する予定であります。また、認定こども園内に設置いたします「子育て支援センター」の充実を図り、安心して妊娠・出産・子育てが出来るまちづくりを進めてまいります。

昨年、母子保健法に基づき設置しました「子育て世代包括支援センター」こいくいは、当面の間は福祉保健課内に置き、令和8年10月の認定こども園の開園に合わせて、子育て支援センター内に配置します。この支援センターでは、妊娠期から子育てまで切れ目のない伴走型相談支援や不妊治療支援の強化を図り、妊娠・出産・育児に関する不安が少しでも解消できる子育て環境の構築を目指してまいります。

安心して子育てが出来ること、働けること、そして老後を元気で暮らせることは町づくりの基本であると考えます。平均寿命が80年を超える今日、偏った食事や生活習慣により子どもから高齢者まで生活習慣病のリスクにさらされています。中でも糖尿病やガ

ンなどは珍しくない疾病となりつつあり、住民の健康管理は豊かな生活を送るうえで重要となります。町では特定検診や各種健康診査を積極的に進めており、基本指針となる「健康増進計画」を策定するとともに住民健康管理システムの改修を行い、効率的に保健活動が行えるよう努めてまいります。

障がいを持って生まれた方、事故や病気のため障がい者となっても安心して暮らしていけることも重要な福祉施策であります。言葉の遅れや軽度の障がいを持った子どもは少子化の中でも減ることはありません。また、ペースメーカーやストーマの装着者が増えているのも現状です。このような状況を踏まえ、医療機関や関係施設と連携を深め、適切な状況把握とご家族との相談などに努め、安心して社会生活が営めるよう取り組んでまいります。

高齢者支援事業

現役生活を引退された方が、自立して豊かに生活できることが理想ですが、

何か仕事をしたい、役に立ちたいという方に活動して頂くことを目的に高齢者事業団の事業を支援してまいります。

また、高齢者が元気に外出できるようにハイヤー助成事業を継続いたします。高齢者が一人でも安心して暮らせるよう除雪に係る支援、緊急通報事業、長寿大学や地域支援事業などを通して応援してまいります。しかし、病気や怪我などから介護を必要とする方は年々増加していますので、地域包括支援センターが中心となって社会福祉協議会や介護事業所と連携し、きめ細かな相談やサービスの提供に努めてまいります。

介護施策

現在、ご高齢により要介護の判定を受けて自宅での生活が困難になった方は、国保病院の療養病床あるいは近隣の介護施設等への入所となります。しかし、認知症を発症する方が増えていることなど在宅介護をされているご家族から短期入所の希望が増える一方、受入れ施設の人材不足から近年では受入れられない例

が増えていきます。町は以前から高齢者がいつまでも町内で暮らすことの出来る住まいづくりの検討を続けてきました。その中で「小規模多機能型居宅介護」を取り入れた高齢者の住まい整備計画を策定し、事業所などと協議を進めてまいりました。しかし、検討の中で近年整備が増えていくケアハウスを取り入れた「地域密着型特定施設入居者生活介護」が、介護職員や専門職人材が不足する当町には適していることも否定できないことから、出来るだけ早い段階で関係者との協議を進め、整備方針を決定したいと考えています。

また、令和6年度から第9期の介護保険計画期間が始まります。当町はこれまで介護保険料は低い自治体でしたが、近年は施設介護および支援事業を受ける方が増加し介護給付費を押し上げています。第8期の介護保険料は4,300円を基準としましたが、先の見えないコロナ禍を鑑みて、町は500円を減額して計画を策定しました。第9期においては対象人口の減少に反して保険給付が増加傾向であること、さらには増

加分緩和のための補填財源が無いこと等から、平均5,500円へと大幅な引き上げをしなければなりません。この事は他自治体においても同様の状況であることから、国はこれまで9段階であった保険料の区分を13段階に細分化するとともに、非課税世帯への減免措置もこれまでと同様にしたところであります。厳しい経済情勢とは存じますが、ご理解をお願いいたします。

昨年から、にしおこっぺ興楽園に国保病院の医師が出向き健康状態のチェックや薬の処方等を始めております。この施設には本町から常時30名以上が入所していますので、この方々の診察や健康状態の確認、さらには他の入所者についても同様の対応を行います。特養職員の通院に係る勤務時間の縮減と、救急時に国保病院へ搬送された場合の入所者の医療データが事前に把握できるように、今後も興楽園と連携を図ってまいります。

これまで病院給食は直営で実施してまいりましたが、調理員の確保が極めて難しくなっていることから令和6年度より調理部門を民間委託いたします。なお、現在勤務して

いる調理員は委託会社にて継続任用される予定であり、食材についてもこれまで通り町内での調達となります。

国保病院運営

国保病院の運営は、患者数の減少、療養病床を中心に診療報酬の低迷、薬処方間隔の長期化、さらには人件費の増加などから厳しい状況が続いております。総務省もこの事を重く受け止め、不採算病院に対する特別交付税の3割増額を1年延長する予定であります。病院としても2病棟体制の検証および訪問診療や健康診断などの拡充を図り、町からの繰入金も圧縮できるように努力してまいります。

消防

救急活動を担う消防は、国保病院を核として遠くは旭川市・北見市まで転院搬送を行っています。このため、これまで支署長以下14名の署員全員が救急救命士の資格者となるよう体制を整えてきました。しかし、消防職員におい

ても働き方改革により現在の勤務体制の改善を図る必要が生じたことから、昨年12月に消防組合の条例を改正し、定員は数年をかけて17名体制とします。なお、令和6年度は1名を増員し15名体制になります。

消防団

消防団は団員の世代交代が進んでおり、火災による出動経験が少ない団員も増えていることから、より一層訓練の練度を高めるとともに、分団に配置している消防車両の運転に必要な中型運転免許の取得に係る費用の助成を継続します。

自治会活動と 行財政改革

自治会活動は町づくりの要であります。これまでも財政再建の取り組みをはじめ、ゴミの分別収集などで多大なるお力添えを頂いてきました。今後も町を挙げて取り組むゼロカーボンの推進などにおいて自治会のご協力は重要であります。

また、自主的活動を行って自治会連合会は、町としても重要な提言機関と位置付けております。

自転車用ヘルメット 普及推進

昨年から自転車に乗る全ての人を対象にヘルメットの着用が努力義務化されたことを踏まえ、交通安全活動の一環として始めました自転車用ヘルメットの普及推進の取り組みは、大人への購入費助成も含め継続してまいります。

火葬場・ 公衆浴場運営

火葬場の運営については、近年コロナ禍の影響もあって葬儀の多くが紋別市内で執り行われる様になった事を受け、使用の頻度が減っております。火葬場の在り方について検討を進めてまいります。また、老朽化が著しい公衆浴場についても同様に検討したいと考えています。

し尿処理事業

公共下水道区域以外の合併浄化槽などのし尿については、現在、雄武町・西興部村と三町村共同で処理事業を行い、雄武町下水道終末処理場内で処理をしています。春日町に在りました西紋地区衛生センターは、昨年度に国の補助事業を活用して解体工事を行い、更地になりましたが、跡地の活用につきましては今後検討してまいります。

オホーツク管内 町村公平委員会

職員の勤務条件に関する措置の要求および職員に対する不利益処分を審査し、これについて必要な措置を講ずる「オホーツク管内町村公平委員会」は、これまで大空町を共同設置団体長としてきました。オホーツク町村会の合議により令和6年度から興部町が共同設置団体長を受けることとなり諸手続きが完了したことから、本町に特別会計を設置し、予算については本議会に提案させていただきますので宜しく願います。

財政運営

町税収入は、厳しい経営が続く酪農と中国の禁輸下にある水産業の影響が大きいと予測し、昨年より減収となる見方をしています。順調に増加しておりましたふるさと納税は、昨年10月の制度改正による経費割合の厳格化を受け、寄附金額を見直したところ当初の見込額より大幅なダウンとなり、寄附額は前年並みとなりそうですが、令和6年度は持続する寄附者の増加を見込み、8・5億円を目標としています。

納税と収納対策

徴税では、これまで長期間徴収できない案件が多数ありますが、町としては納税義務者の死亡や居所不明等により徴収不可能と判断できる案件については、随時整理をさせていただきます。今後も納税者に不公平が生じないように賦課の調査と丁寧な説明、徴収においては道税事務所との連携を強化するなど努力してまいります。

今後は、デフレからの脱却により人件費が上昇する時代になると予想されます。役場においても特に若い世代の給与が上がることに併せて、会計年度任用職員の給与についても増加することが考えられます。一方、人口減少が進むことから適正な職員数の配置と人件費を考慮した行政運営が不可欠とされます。また、人口が減少する中で公共施設の維持や病院、上下水道など公営企業会計の広域化や合理化の検討も視野に入れた町行政の運営を進めていく考えであります。

教育行政につきましてはこの後に教育長より執行方針を申し上げます。

以上、令和6年度の町政執行方針を踏まえ策定しました一般会計予算案は、55億100万円となり前年当初に比べ9・53%、4億7,900万円の増額となりましたが、これは主にふるさと応援基金、水産振興費、道路橋梁費、教育費などで増加したものです。このため、財政調整基金、ふるさと応援基金などの基金を繰り入れ、歳入歳出の均衡を図りました。それぞれの予

算の細目ならびに新規事業につきまして、担当課長から説明をさせていただきますが、予算の執行にあたりましては、財政の計画的な運用と町民皆様もとより、自治会や議員皆様との積極的かつ建設的な議論や協議が必要と考えております。昨年の改選時に公約としました「おこっぺの未来を育てるまちづくり」を指し、町政運営に精進してまいりますので、皆様の一層のご指導をお願いいたしまして、令和6年度の町政執行方針とさせていただきます。



教育行政執行方針



令和6年度教育行政の執行にあたり、基本的な考え方と施策の概要についてご説明申し上げ、議員各位と町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

人口減少・少子高齢化や産業構造の変化、グローバル化・多極化の進展、Society 5.0社会の到来、さらには未だ終息の目途の立たない新型コロナウイルス感染症の影響など、日常のあり方そのものが多岐にわたって変化し、従来の価値観や経験則が通用しない、予測が難しい時代を迎えています。

このような急激に変化する時代においては、一人ひとりが、その変化を前向きに受け止め、自分の良さや可能性を認識し、多様な人々と共生し、新たな社会の創造・形成に参画する、地域社会の持続可能な造り手となる人材の育成が求められており、教育の果たす役割は、これまで以上に重要になっています。

このことを踏まえ、子どもたちがこの社会を生き抜き、乗り越えるために必要な資質・能力を身に付けられるよう、学校・家庭・地域の連携と協力の下、子どもたちの心身ともに健やかな成長を支える学校教育の推進と、町民一人ひとりがふるさと

を愛し、生涯にわたって、心豊かで健康に暮らしていけるよう、芸術・文化・スポーツの活動を通して、様々な学習機会の提供と学習活動を支援する社会教育の充実を目指し、教育行政に取り組んでまいります。

以下、令和6年度の主要な施策について申し上げます。

学校教育

はじめに学校教育については、

新学習指導要領では、「生きる力」を子どもたちに育むため、「何のために学ぶのか」を重視しており、「知識および技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力、人間性」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育み、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善等に取り組んでまいります。

確かな学力を育む教育の充実

子どもたちが、急速に変化する時代を自立し、主体的に生きていくために、基礎的な学力と

ともに、未来を切り拓く資質や能力として、課題解決に向けた応用力や発展的な学力を身に付けることが求められています。

子どもたち一人ひとりの学力や学習状況を的確に把握し、個に応じた学習指導の充実・授業改善を進め、確かな学力の育成に努めてまいります。

そのための施策について申し上げます。

はじめに、学習習慣の確立についてです。子どもたちの「学ぶ意欲」をいつまでも失わせないためには、「学習習慣の定着」が必要であり、学習内容や目安等をまとめた各学年別の「家庭学習の手引き」を各家庭に配布し、積極的な活用を促し、学校と家庭が学びを支え協働し、子どもたち自らが学習計画を立てて実行する望ましい「学習習慣の確立」に努めてまいります。

長期休業中における学習継続のサポートとして、興部高校生による学生ボランティアや公営塾「つなぐ」スタッフを活用してまいります。また、幼稚園等から小学校、中学校、高等学校へと継続した学びを確保するため、子どもたちが進学する際の連携体制をより一層緊密にする必要が生じています。小学校新



1年生に対してのスタートカリキュラム、子どもたち一人ひとりのキャリア・パスポートを作成・活用することにより、途切れることのない、つながる教育を目指してまいります。また、令和8年10月開設予定の認定こども園との、小学校への学びの連続性の維持・連携についても、今後、検討・協議してまいります。

次に、学力向上の取り組みについてです。主体的・対話的で深い学びの実現に向け、「全国学力・学習状況調査」や「標準学力検査等の分析」により、全道・全国平均を下回っていることや上位層と下位層の格差など、明らかにした結果や課題を踏まえ、平均的な学力向上を目指し、指導方法の見直しや授業改善を進めてまいります。子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学び・協働的な学びの充実・推進については、一人ひとりが学習の主体となつてその成果を実感できるように、複数の教員が役割を分担しながら授業を行うチームティーチングや個人差が生じやすい教科・領域などにおける少人数指導や課題別指導など、個に応じた指導方法を工夫し内容の習得に努

めてまいります。

また、集団の中で共に問題を解決したり、互いの考えを深め合ったりする学習を通して、多様なものの見方・考え方を育むとともに、互いに高め合い成長できる環境をつくらせてまいります。

また、沙留小学校では、児童数の減少により2学年・3学年において、国の学級編成基準に基づき複式学級となることから、町として臨時教員1名を配置し、複式学級解消による指導体制の充実を図ってまいります。

外国語教育・国際理解教育については、引き続き、本年度も1名のALT（外国語指導助手）を小・中学校に派遣し、子どもたちがバランスの取れた英語力を身に付け、日常的なコミュニケーションを図ることができ、英語力の向上や国際感覚が育まれるよう取り組みを進めてまいります。教員に対しては、外国語教育研修への積極的な参加を促すとともに、中学校と連携し、小学校への英語担当教諭の乗り入れ授業など指導体制の充実にも努めてまいります。また、保育所・幼稚園をALT（外国語指導助手）が訪問し、小学校入学前から子どもたちが

英語に慣れ親しむ環境づくりを進めてまいります。

ICTを活用した教育の推進については、1人1台端末を利用した授業が進められ、教科書・資料としての活用、ノートとしての活用、意見を共有するための活用など、「当たり前の学習用具」として使用されています。引き続き、ネットワーク環境の整備を進めるとともに、配置しているICT支援員による研修等の実施により、学習支援ソフトなどの効果的な活用を進め、教員の資質向上と授業改善に努めるとともに、タブレット端末の家庭への持ち帰りにより、学習習慣の定着を図ってまいります。

義務教育については、人口減少に伴う学校の小規模化など、地域社会の変容に対応した教育環境の提供が求められており、本町についても、小・中学校間での一貫性のある教育の導入などを含めた教育内容の方向性やこれからの学校づくりについて調査研究を進めてまいります。

子どもたちの健やかな成長と

豊かな心の育成

心豊かな未来を実現するために、自立し、共に支え合いながら、命の尊さを大切にすると、人を思いやる心、公正さを重んじる心、ふるさとを愛する心などを育成し、誰もが自己の成長を実感・肯定し、達成感を感じることができるよう授業改善・指導に努めてまいります。

そのための施策について申し上げます。

はじめに、ふるさと教育の推進については、社会科副読本「おこっぺ」を副教材として活用することで、子どもたちが自分の住む町・育つ町を理解し、郷土愛に満ちた心の成長を目指した指導に努めてまいります。

また、地域の中で生きることを感じるキャリア教育として、小学校では、町の産業施設などの社会科見学、中学校では特産品や町の魅力を発信する活動を行い、郷土愛を育む「ふるさと学習」を進めるとともに、職業体験を通して仕事や環境への関心を深め、夢や希望を持ち社会で生きる力を育むキャリア教育に取り組んでまいります。

次に、道徳教育の充実についてです。道徳教育については、自己の生き方を考え、主体的な判断のもと、誰に対し

ても正義と公正さを重んじ、差別をすることや偏見を持つことなく公平な態度で接することのできる人格の形成を目指し、「特別の教科道徳」を要とした道徳教育を推進してまいります。また、「考え、議論する道徳」を実践し、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てるため、校内研修などにより授業の改善と質的向上に取り組んでまいります。

次に、生徒指導・支援の充実についてです。いじめへの対応については、各校で策定している「いじめ防止基本方針」に基づき、からかいや嫌がらせが発展していじめとなることもあり、未然防止の取り組みを徹底するとともに、町、教育委員会、学校、保護者、地域、関係機関が連携し、いつでも相談できる体制を構築するほか、「いじめ実態調査」を定期的に実施するなど、早期発見・早期対応に向けた取り組みの充実を図ってまいります。また、スマートフォンなどのSNSがもたらすいじめへの対応として、情報モラルを確実に身に付けさせる指導・取り組みを進めてまいります。

不登校等については、家庭環境・体調不良、小4びハイランドや中一ギャップ、ヤングケアラー等の個々の状況に応じた適切な対応が求められ、学校、家庭、関係機関が連携しながら、保健室登校や時間差登校、戸別訪問など、子どもたちや家庭の状況に寄り添った対応をまいります。

次に、心の栄養となる読書活動の推進についてです。読書は、豊かな心の育成や確かな学力の基盤として重要な活動であることから、子どもたちが日頃から読書に親しむことができるよう、朝読書の時間を設けるとともにボランティアによる読み聞かせなど、読書の習慣化に努めるとともに、引き続き図書館司書を巡回配置し、図書館との連携による読書活動の充実を図ってまいります。

健やかな身体の育成

子どもたちの健やかな心身の発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、健康的な生活習慣を身に付けることが重要であり、生涯にわたって、豊かで充実した社会生活を

送るための土台となる健康な体づくりを努めてまいります。そのための施策について申し上げます。

はじめに、健康の保持・体力の向上についてです。近年、新型コロナウイルス感染症の影響や部活動・少年団活動への参加者の減少などから、子どもたちの体力は低下する傾向にあると言われており、本町についても、「新体力テスト」や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果から、全道全国と比較して持久力・走力などの基礎的体力の低下が示されており、一人ひとりの体力向上を目指した授業改善や継続的な「運動習慣の確立」に向けた取り組みを進めてまいります。

また、発達段階に応じた、心の健康や性・薬物に関する予防的な教育・学習機会を提供するとともに、家庭と連携して啓蒙・啓発に努めてまいります。次に、食育の充実についてです。食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図るため、栄養教諭が中心となって、給食指導や教科指導を進め、家庭と連携して計画的な食育の取り組みを進めてまいります。また、子どもたちの歯と口腔の健

康づくりの一環として、むし歯予防対策の一つであるフッ化物洗口を継続して実施してまいります。

次に、学校給食についてです。学校給食については、今後とも、工夫・改善を図りながら、地元食材も含め安全・安心で栄養バランスの取れた給食を提供するとともに、衛生管理等への十分な配慮はもとより、食物アレルギー等を有する子どもたちへの対応につきましても、適切に把握し、事故防止に努めてまいります。また、給食担当者会議等により子どもたちの給食に対するニーズの把握に努め、魅力ある給食づくりのため、より一層、工夫・改善に努めてまいります。

特別支援教育の推進

特別支援教育については、障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点にたち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服できるよう適切な指導・支援を行うとともに、障がいの有

無や個々の違いを認識しつつ、共に学ぶインクルーシブ教育の充実を努めてまいります。そのための施策について、申し上げます。

はじめに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実です。各学校においては、校内支援委員会を軸として学校全体で子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、組織的で具体的な支援・取り組みを進めてまいります。併せて、今日的な課題に即した研修を充実させ、教員の専門性の向上を図り、教育委員会としても、特別支援教育支援員の配置を継続するとともに、各学校の特別支援コーディネーターによる学校間の情報共有により、適切な指導・支援の充実を努めてまいります。

また、特別支援学級での指導を必要としない普通学級に在籍する子どもたちで、授業や学校生活指導など個別の教育的支援を必要とする学校に対しても、特別支援教育支援員を配置し、教員の負担軽減と個々の指導の充実を図ってまいります。次に、関係機関の連携による支援体制の充実についてです。小中学校・保育所・幼稚園、

町や教育委員会等の関係機関で構成する「特別支援教育連携協議会」を軸に、子どもたちの就学前から学齢期における切れ目のない支援を進めるとともに、特別支援教育に対する共通理解・共通認識のもと、支援体制を確立してまいります。

信頼に込める学校づくりの推進について

地域に開かれた信頼される学校づくりを実現するため、学校と家庭・地域が教育目標を共有し、その実現に向けた協議における様々な意見・要望を反映した協働活動を通し、開かれた学校づくりを進めてまいります。そのための施策について申し上げます。

はじめに、地域に開かれた学校づくりの推進についてです。学校が保護者や地域から信頼され、期待に応える教育を実現するためには、家庭および地域と目標を共有し、連携した取り組みを進めていくことが重要となります。学校を核として地域連携に取り組み「興部町学校運営協議会」の活動を通じて、地域とともにある開かれた学校づくりを

さらに推し進めてまいります。

教育活動および学校運営の改善につながるための「学校自己評価」、子どもたちや保護者向けアンケートなどの取り組みを充実させ、子どもたち、保護者、地域等の意見が反映された学校づくりを推進してまいります。

また、町広報紙を活用した教育活動の掲載や、学校だよりを公民館ロビーに掲示し、地域住民に対して広く学校の情報を提供するとともに、気軽に誰もが学校を訪問し見学できるようにオープンスクールの日を設けるなど、地域の声を活かした学校経営を進めてまいります。

次に、教職員の資質・能力の向上および働き方改革であります。学校教育の充実に向けては、子どもたちの教育に直接携わる教職員の人間性や指導力によるところが大きく、常に教職員としての専門性を高め、確かな教育活動をするため、継続的に資質・能力の向上を図ることが大切です。教職員自ら研修・研鑽し指導力を高めるため、北海道教育委員会や網走地方教育研修センター等が行う各種研修会への積極的参加を促すとともに、「興部町学校教育推進協議

会」と連携し、より一層の研修機会の提供や内容の充実に向け、支援・協力してまいります。教職員による体罰やわいせつ行為などの不祥事の防止に向けては、教職員や生徒、保護者に対する体罰アンケート調査を実施し実態把握に努め、教育公務員としての自覚の下、服務規律の保持はもとより、教員一人ひとりの意識の高揚を図ってまいります。

また、優れた人材を確保し育成していくため、管理職のリーダーシップのもと、初任者への丁寧な指導や若手教職員への継続的な指導に努めてまいります。教職員の働き方改革については、「学校における働き方改革興部町行動計画」に基づき、長時間勤務の解消のため、業務改善と意識改革を進め、子どもたちと向き合う時間を一層確保し、ゆとりある教育活動を推進してまいります。

部活動については、「興部町の部活動の在り方に関する指針」に基づき、教員の部活動指導における負担軽減を進めるとともに、学校教育の一環として持続できるよう取り組みを進めてまいります。休日における地域移行については、中学校教職

員および生徒からの意見聴取を行い、スポーツ協会などの関係団体および近隣市町村と協議を進めており、令和6年度中に協議会を設立し、実施に向け検討を進めてまいります。

次に、安全安心な教育環境づくりについてです。子どもたちの安全を守り安心して学べる環境づくりを進めるため、新型コロナウイルス感染症が依然として脅威であることを踏まえ、うがいや手洗い、状況に応じたマスクの着用などの保健指導を徹底するとともに、各学校教室にエアコンを設置し、熱中症対策も進めてまいります。学校施設等の経年劣化による修繕やICT環境の整備など、施設の適正な維持管理に努めるとともに、予測できない災害において子どもたち自らが命を守る行動がとれるよう、火災や地震を想定した「避難訓練」、「交通安全教室」による自転車マナーの習得などを継続して実施し、防災、交通安全、防犯等の安全教育を進めてまいります。

興部高等学校への支援策について

興部高等学校については、

令和2年度から入学者数20名以下が続き、地域連携校として再編整備を留保されていましたが、令和5年度入学者が10名以下の7名となり、このままでは、「これからの高校づくりに関する指針」に基づき再編整備の対象・募集停止となることも想定されたことから、町として「興部高等学校の将来について考える連携協議会」を設立し、興部高等学校の将来の在り方や方向性等について立場の異なる方々から意見を聴取し、各種施策を実施してきたところです。

これまで、興部高等学校としては、進学先として選択されるよう、魅力ある高校づくりとして、生徒一人ひとりの個性に応じた教育、地域との連携など、特色を生かす教育を進めてきております。また、町としても各種支援策を実施し、更には、興部高等学校内に公営塾を開設し、高校在校生の進路実現に向けたサポート、大学などへの進学塾、放課後時間の有効活用、小・中学校生との連携などを実施し、地域における高校の存在価値・魅力の向上に努めてきたところです。

社会教育

これらの取り組みなどについて、生徒・保護者の皆様にご理解をいただき、令和6年度の出願者数は17名となりましたが、入学者増となった具体的な要因について、今後、入学者および保護者へのアンケート調査などを行い分析するとともに、次年度以降の中学卒業見込生徒の意向も把握しながら、「興部高等学校の将来について考える連携協議会」を含めた関係機関等から意見や提案を頂き、各種施策に反映させ、興部高等学校存続に向けての取り組みを継続して進めてまいります。

次に社会教育についてであります。

「興部町社会教育中期計画」の推進目標であります「『ひとづくり、つながりづくり』、『わがづくり』、心豊かな生涯学習のまちづくりを目指す」を基軸として、一人ひとりが主体的に学ぶ喜びを感じることができ、その学びを支える環境を提供してまいります。そのための施策について申し上げます。

家庭、幼児教育の推進について

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、家族のふれ合いを通して、基本的な生活習慣、人に対する信頼感や思いやり、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につけていく上で重要な役割を果たしています。そして、子どもは家庭の中だけでなく、学校や地域の様々な人たちと関わり、見守られながら成長していきます。しかしながら、核家族化、少子化などにより、地縁的なつながりや人との関係が希薄化し、身近な人から子育ての仕方を学ぶ機会や気軽に相談できる人がそばにいないなど、悩みや不安を抱えている家庭も多くあることから、保護者や家庭を取り巻く状況に応じ、交流や学習の場を提供し、幼児教育や学級開設事業をはじめ、育児サークルへの支援を軸とした各種施策を引き続き実施し、子育てを見守り支援する体制づくりに努めてまいります。

青少年の健全育成の推進について

近年、社会状況は情報化社

会の急速な進展により大きな変貌を遂げ、加えて、少子化とそれに伴う人口の減少により、子ども同士が切磋琢磨し、社会性を育みながら成長していく機会が減り、自立した、たくましい青少年が育つことをより困難にしていると言われています。

そのため、地域の自然や歴史、産業などの社会資源を活用し、郷土愛を育む「わんぱく村」をはじめ、「おもしろ体験教室」などを開催し、自然・社会体験等の学習活動を通じて、助け合う心、創造性や協調性、リーダーシップや主体的に行動する力を身に付けた、自立した心豊かな青少年を育成する取り組みを進めてまいります。

また、放課後における子どもたちの安全で安心な居場所を確保するとともに、学習の機会を提供することを目的とした放課後児童対策として、興部地区では、民間による学童保育事業に対し支援を行い、沙留地区については、沙留公民館を活動拠点に「放課後子供教室」を開設し、料理教室や雪中運動会などの地域と連携した事業を行い、子どもたちの活動・育成に関わりを持ってもらえる体制づくり

に努めるとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援してまいります。

生涯学習の推進について

生涯学習の理念である「一人ひとりが、自己を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現」を目指すためには、多様な学習機会を提供することが大切になります。

成人期は、地域、職場、サークルなどで中心的な存在としての役割と責任を担う時期であり、福祉や健康、地域活動など様々な分野での学習意欲があります。そのニーズを的確に捉えながら、成人大学講座、講演会など誰もが気軽に参加できる学習機会の提供に努めてまいります。町民の方が自由に学習内容を選択し、学びの意欲を実現する機会として、「やる気スイッチ後押し事業」の周知を図り、活用を促してまいります。地域における労働者不足を補うため就労されている外国人の方につ

いても、多文化との共生や外国人同士の交流の場として講座などを開催してまいります。

また、高齢者の方々が、学習意欲の向上や知識の習得を図り、健康づくりや生きがいづくり、仲間づくりを行いながら、これまでの人生経験、職業経験で得た学習の成果を活かし、積極的に社会貢献することは、町の貴重な財産となります。こうしたことから、引き続きおこっぺ長寿大学を開設し、講話、実習、クラブ活動をはじめ、他市町村との交流や子ども達とのふれあい、見学旅行等を実施し、地域社会との関わりを深めながら、生きがいづくりに努めてまいります。

芸術・文化活動の推進について

芸術文化は、人々に楽しさや感動、安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、創造力を育むものです。また町の歴史や自然の中で育まれてきた文化は、人と人とを結び付け、相互に理解し、尊重し合う土壌を提示するものであり、共生する社会の基盤となるものです。

町民一人ひとりの生涯にわたる様々な自発的な芸術文化活動を側面から支援するとともに、文化連盟と連携を図り、総合文化祭や町民チャリティー演芸会などの発表の機会や公民館ロビーなどでの展示の場を提供し、文化活動の支援に努めてまいります。また、広く町民の皆様に芸術文化の鑑賞機会を提供しております「オホーツクおこっぺ芸術劇場」につきましては、今年度開催年であることから、実行委員会において協議をいただき、開催に向けて準備を進めてまいります。

子どもたちに対しては、幼児・児童・生徒の3部門に分けて「子ども劇場」を実施するなど、芸術文化に触れる機会を提供し、次世代を担う子どもたちの豊かな感性や個性を育むとともに、芸術文化を理解し、大切にすることを養うことに努めてまいります。

文化財等の保護、記録・保存については、興部町歴史的遺産として登録しています「米田御殿」について、適切な保存・維持管理に努めるとともに、郷土資料館についても、展示施設が狭隘ではありますが、展示物の更新や展示方法等を工夫し、定



期開館や成人大学講座、小・中学校の総合学習、高校における地域探究授業などでも随時開放し、来館者の増加に繋げてまいります。

町内にある社会教育施設については、住民の方々が安心して活動できるように、熱中症対策としてエアコンを設置するなど、施設の適切な維持管理に努めてまいります。転入された方や外国人労働者の方などへの社会教育施設の周知・利用促進を図るため、ウォーキングによる町内施設見学を実施してまいります。

また、学習活動の拠点・各種団体の発表の場、地域コミュニティ活動の核として、興部および沙留公民館の利用を促進してまいります。

図書館の充実について

図書館については、昭和60年に開館し約40年経過しましたが、その利用の目的や在り方も、本の貸し出しから自らの課題解決や情報収集、学習活動の拠点など、時代とともに変わってきています。図書館離れ・読書離れが進んでいる現状もあり、図書館が生涯学習の中核的

な施設としての役割を果たすため、町民のニーズに応える蔵書構成を進めるとともに、読書だけでなく本を通してのコミュニケーション施設として「人と人」「人と本」を繋げる機能を活かし、利用できる環境づくりに努めてまいります。

図書館情報システムの利用促進、動く図書館として各地域を巡回しています。「移動図書館車」による広域的取り組み、また、来館が困難な方への「宅配サービス」を実施し、利便性の確保に努めるとともに、外国人労働者の方も利用できる環境を整備し、気軽に利用でき、地域や町民に役立つ図書館となるよう努めてまいります。

子どもたちが読書をする楽しみ、喜びを実感できるように、家庭・地域・学校と連携し、子どもたちの読書活動を充実させるための学校巡回文庫、町内の子どもたちを対象とした読書感想文コンクールを学校と連携を図り実施するとともに、母親に対する子育て支援として、親子で絵本に触れる機会を提供する「ブックスタート」の取り組みを進めてまいります。

図書館内事業として、絵本作家による講演会、ワークショップ

ヨップ、工作教室や絵本の読み聞かせ、図書館まつり、古本市などのイベント事業を開催し、親しまれる図書館づくりに努めてまいります。

生涯スポーツの振興について

スポーツ活動は、人々が豊かで潤いのある生活を送り、心身の健康の保持増進のため、また、活力に満ちた地域づくりにとって大きな意義を有するものであり、身近にスポーツがあり、生涯にわたりスポーツに親しみ、参加できる機会の充実・環境づくりに努めてまいります。

幼児期においては、運動に慣れ親しむ機会として、ちびっこスキー教室や水泳教室、親子運動教室（体軸体操）など、少年期にかけては、体力向上に関する取り組みとして、子ども運動広場事業やおこっぺスポーツの日などを継続的に実施してまいります。

成年・高齢期の人々がスポーツに親しむことは、個人の楽しみや健康増進・体力づくりにとどまらず、職場や地域の活性化をはじめ、スポーツに親しむ子どもたちの増加にも繋がります。

す。年代に関わらず参加でき、地域の自然に親しみながら運動できる「歩いて爽快の集い」や「森林浴ツアー」などを実施し、日常生活の中で体を動かすことの楽しさを広げてまいります。また、スポーツ推進委員が中心となり、誰でも参加できる種目を中心に、日頃の運動不足解消や交流の場として「大人の運動広場」を定期的に開催してまいります。

スポーツ協会やスポーツ少年団への活動支援、スポーツ推進委員との連携を図り、気軽に楽しむことのできる運動の普及や少年期からのスポーツ人口の拡大、さらには、スポーツをする機会を多くの方に提供するため、ライフステージや各年代のニーズに応じたスポーツ事業を企画・立案し実施してまいります。

また、スポーツ指導者の資質向上と人材育成を目的として、各種スポーツ関係団体等の指導者を対象とした「指導者養成事業」を実施してまいります。

スポーツ団体などの競技レベルの向上や費用の負担軽減を図るため、各種スポーツ団体等が全道・全国大会に出場する際、選手等の派遣に関する費用

補助を行ってまいります。

また、家庭の費用負担の軽減とリサイクル運動の推進を目的として、家庭で使われなくなったスキー用品を無償で提供頂き、必要としている方に対し無償で譲渡する「スキーリサイクル事業」を行ってまいります。

結びに

以上、令和6年度の教育行政の執行に当たって、基本的な考え方と主な施策について申し上げます。

興部町教育委員会としては、次代を担う子どもたちの健やかな成長を学校と地域が連携して育むとともに、町民一人ひとりが生き生きと学び続ける環境づくりを通じ、心豊かに輝くまちづくり、人づくりに資する教育行政を全力で進めてまいります。執行にあたりましては、事務の管理および執行状況の点検・評価に基づき、一層開かれた教育行政を目指しながら進めてまいりますので、町議会議員の皆さん並びに町民の皆さんのご理解とご協力を心からお願ひ申し上げます。令和6年度教育行政執行方針といたします。

令和6年度 予算決定

今年（令和6年度）の興部町は—

令和6年度の各会計予算が、第1回定例町議会で3月15日に可決成立しました。令和6年度予算は一般会計と特別会計の合計額が82億8,697万円と、前年度と比較して8億8,062万円の増となりました。

事業予算は、第六期興部町総合計画の後期実施計画に記載されている事業を最優先として、さらに必要性・緊急性等について内部事前評価を実施しながら、総合的に判断し計上したものです。

一般会計においては、継続的に実施している道路整備事業をはじめ、産業育成振興のための事業などを引き続き実施するほか、各保健福祉医療事業や、公共施設等の改修事業、生活環境のための経費を計上したものです。

また、オホーツク町村公平委員会特別会計が新設されたほか、簡易水道・下水道事業が特別会計から公営企業会計へ移行しました。（皆様にお手続きいただくこと等はありません。）

各会計の予算は、次の通りです。

【令和6年度各会計予算】

（単位：予算額、比較は千円、増減率は%、▲はマイナス）

会計名	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	比較	増減率	
一般会計	5,501,000	5,022,000	479,000	9.5	
特別会計	国民健康保険事業特別会計	573,210	597,340	▲24,130	▲4.0
	後期高齢者医療に関する特別会計	81,220	70,600	10,620	15.0
	介護保険事業特別会計	367,270	370,060	▲2,790	▲0.8
	介護サービス事業特別会計	48,340	49,150	▲810	▲1.6
	オホーツク町村公平委員会特別会計	750	0	750	皆増
	簡易水道事業会計	374,840	0	374,840	皆増
	公共下水道事業会計	406,400	0	406,400	皆増
	国民健康保険病院事業会計	933,940	859,150	74,790	8.7
	簡易水道事業特別会計	0	239,800	▲239,800	皆減
公共下水道事業特別会計	0	198,250	▲198,250	皆減	
合計	8,286,970	7,406,350	880,620	11.9	

【一般会計歳入】

予算科目	予算額	増減率
町税	608,860	▲1.5
地方譲与税	121,000	8.0
地方交付税	2,420,000	▲1.2
その他の交付金	112,810	5.5
分担金及び負担金	94,510	251.3
使用料及び手数料	105,687	▲1.8
国庫支出金	180,481	17.1
道支出金	268,272	43.4
財産収入	63,796	▲4.4
寄附金	850,010	6.2
繰入金	368,796	106.8
繰越金	15,000	0.0
諸収入	62,978	12.3
町債	228,800	59.9
合計	5,501,000	9.5

【一般会計歳出】

予算科目	予算額	増減率
議会費	39,220	▲8.4
総務費	1,896,580	0.3
民生費	643,310	5.1
衛生費	516,920	2.3
労働費	300	0.0
農林水産業費	643,590	61.0
商工費	82,920	21.7
土木費	515,010	28.8
消防費	163,640	▲1.9
教育費	401,140	22.4
災害復旧費	70	0.0
公債費	593,100	▲1.6
諸支出金	200	0.0
予備費	5,000	0.0
合計	5,501,000	9.5



□西紋別地区環境衛生施設組合事業 (44,470 千円)

ごみ処理

□下水道広域化推進総合事業 (6,480 千円)

興部町・雄武町・西興部村の2町1村において雄武町に建設した施設にて、下水道及びし尿・浄化槽汚泥の共同処理を行う。下水道広域化推進総合事業負担金(運営事業費、し尿等運搬委託等)

□道路改良舗装事業 (151,200 千円)

- 西1丁目道路実施設計測量業務委託 L = 159 m
- 道路街灯LED化工事 N = 5基
- 南停車場線道路改良舗装工事
L = 137 m、W = 7.6 m
- 緑ヶ丘5号道路改良舗装工事
L = 162 m、W = 8.0 m
- 西2丁目道路改良舗装工事
L = 145 m、W = 6.0 m
- 沙留汐見町1号道路舗装工事
L = 130 m、W = 4.5 m

□橋梁長寿命化事業 (78,700 千円)

- 橋梁点検業務委託 22 橋
- 溪谷橋外実施設計測量業務委託
溪谷橋 L = 16.10 m、W = 4.0 m
檜橋 L = 16.14 m、W = 4.0 m
- 吉野橋外修繕工事
吉野橋 L = 20.74 m、W = 5.5 m
恵橋 L = 16.64 m、W = 5.5 m
清流橋 L = 23.20 m、W = 3.6 m

□興部秋里間道路改築事業 (8,920 千円)

- 土地購入 47 筆 A = 29,996 m²
- 立木補償 天然林・人工林

□簡易水道施設整備事業

【簡易水道会計】 (27,340 千円)

沙留配水池水質モニター更新工事、沙留西町2号道路配水管新設実施設計業務委託、西2丁目道路配水管移設工事

□下水道施設整備事業

【下水道会計】 (97,400 千円)

特定環境保全公共下水道事業(特定環境保全公共下水道沙留地区污水管渠実施設計業務委託) 公共下水道事業(公共下水道事業外更新工事積算単価策定業務委託、興部町ストックマネジメント計画策定業務委託、興部町耐水化計画策定業務委託、興部下水終末処理場機械設備更新工事等)

■主な新規事業

●犯罪被害者等支援事業 【住民課】

犯罪等により被害を受けられた方およびそのご家族に対し見舞金を支給します。

●ほっかいどう企業の森づくり植樹祭 【産業振興課】

公益財団法人イオン環境財団と興部町が連携し、植樹祭を開催します。

詳細につきましては、お気軽に担当課へお問い合わせください。

■今年の主な事業

保健・福祉・医療

□福祉保健総合センター運営管理事業

(60,460 千円)

【生活支援ハウス・デイサービス・保健センター】

指定管理業務委託、備品購入、エアコン設置工事費、その他管理経費等

□保健・検診等事業

(48,230 千円)

母子保健事業、子育て世代包括支援センター事業費、予防接種事業(BCG、二種混合、四種混合、麻しん風しん、Hib、小児用肺炎球菌、水痘、日本脳炎、B型肝炎、ロタウイルス、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌等)、保健予防事業(エキノコックス)、健康増進事業、検診事業(がん検診、人間ドック、脳ドック等)

産業振興

□中山間地域等直接支払交付金事業 (68,000 千円)

対象農用地面積 4,500ha

□草地畜産基盤整備事業

(22,070 千円)

草地整備: 40.42ha、草地造成: 3.50ha 等

□町有林野整備事業

(17,650 千円)

野ねずみ駆除、保育工事、間伐工事、植栽工事

□水産基盤整備事業

(138,410 千円)

実施主体: 北海道

○水産流通基盤整備事業

天蓋施設岸壁基礎整備
清浄海水供給施設整備

□興部北興バイオガスプラント運営事業

(33,580 千円)

管理委託、事務経費

教育文化・生涯学習

□興部高校間口確保対策事業

(34,280 千円)

間口確保対策協議会負担金(広報活動)、西紋地区教育文化振興会補助金(通学費、入学時支援金、修学旅行費、部活動・進学対策費、教育活動実践費(模試検定受験料等)、研究費・運営費、大学入学一時金等)、奨学金交付金タブレット購入補助、公営塾運営経費等

生活環境

□地域交通確保対策事業

(75,360 千円)

町営バス配送車運行事業、興浜南線代替バス確保対策事業、名寄線代替バス確保対策事業

□ごみ収集・処理事業

(66,380 千円)

ごみ分別収集業務委託、リサイクル施設維持管理費負担金、指定袋等製作販売経費等

犯罪被害者の方が平穏な日常を送れるように・・・

犯罪被害者等支援条例を制定しました

令和6年4月1日
から運用を
開始します

町では、万が一犯罪被害者になってしまった方やその遺族に対する支援に取り組むため、「犯罪被害者等基本法」に基づき、犯罪被害者の支援についてその基本的事項を定めた「興部町犯罪被害者等支援条例」を制定し、4月1日から施行しました。

犯罪被害者が再び平穏な日常生活を送れるよう、警察等関係機関と連携し、支援を行います。

支援の概要

①相談窓口の設置

犯罪被害者が抱えているさまざまな問題について、役場住民課（住民活動環境係）が相談に応じます。

相談者に対し必要な情報の提供や助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整や橋渡しを行います。

【受付時間】 平日の午前8時30分～午後5時15分（年末年始を除く）



②見舞金の支給

犯罪行為により死亡した町民の遺族や、犯罪行為により一定以上の被害を受けた町民に対し、経済的負担を軽減するため、見舞金を支給します。（申請が必要です）



対象 令和6年4月1日以降に犯罪行為の被害を受けられた方

	支給対象者	支給要件	支給額
遺族見舞金	被害者遺族	被害者の死亡	30万円
傷病見舞金	被害者本人	療養期間が1か月以上であると医師に診断されていること	10万円

【電話相談（お問合せ先）】 興部町役場 住民課（住民活動環境係）

TEL 82-2164

【ホームページ/QRコード】 詳細は興部町ホームページで確認

<https://www.town.okoppe.lg.jp/cms/>

QRコード →



興部地区3町村と興部警察署との犯罪被害者等支援に関する協定締結式



犯罪被害者支援に特化した条例が4月1日から施行されることから3月18日に興部地区である興部町、雄武町、西興部村の3町村と興部警察署は、犯罪被害者を支援するための協定を締結しました。この協定は、犯罪被害者等への支援を行うにあたり、各町村と興部警察署が相互間の連携および協力をしていくための協定です。



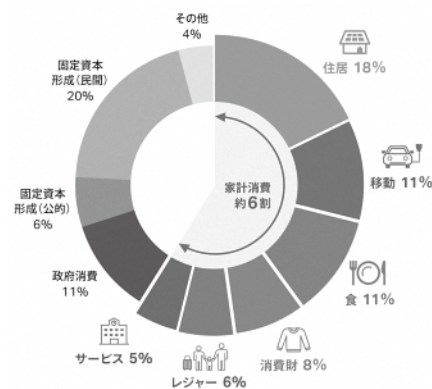
製品・サービスのライフサイクルで発生する温室効果ガス

私たちは、様々な製品を購入したり、サービスを受けたりしながら生活をしています。その製品やサービスが製造されてから私たちに届き、使用して廃棄するまでを「製品・サービスのライフサイクル」といい、それぞれの段階で温室効果ガスが排出されています。

そのライフサイクルにおいて生じる温室効果ガスは、日本の二酸化炭素排出量の約6割を締めています。言い換えると、**私たちの普段の生活から多くの二酸化炭素が排出されている**ということです。

生活を見直すことが、自然にゼロカーボンの取り組みに繋がりますので、生活の中で気付いた「不要なモノ・コト」の削減をしてみませんか？

日本のライフサイクル温室効果ガス排出量



出典: 環境省「COOL CHOICE」
https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/about/action_required.html

地元の材料・製品を使って温室効果ガスを削減しよう！

「製品・サービスのライフサイクル」で発生する温室効果ガスは、地元の材料や製品を使うことで、削減することができます！

私たちの手に届くまでの、多くの流通工程の中で温室効果ガスが排出されるので、地元のものを使うことによりその工程を削減できるのです！地元で買い物することでも温室効果ガス削減に繋がります。

町では、興部北興バイオガスプラントで生産したバイオマス液体肥料「おこっぺバイオ」を下記の販売店で販売しています。

家庭菜園などをご使用いただける肥料ですので、ぜひご活用ください！



商品名 おこっぺバイオ
 価格 400 円(税込、専用ボトル代込)
 容量 4kg
 販売店 道の駅おこっぺ、JA 北オホーツク本所資材店舗、沙留漁業協同組合

※営業時間、購入可能時間は各店舗へご確認ください。
 ※使用后の容器を販売店にお持ちいただくと、本製品を 200 円(税込)にてご提供させていただきます。



おこっぺバイオHP

問い合わせ先・・・
 まちづくり推進課 バイオエネルギー推進係 TEL 0158-82-2132



町長回誌

No.245

町長日誌の第245号です。町長が日頃町民の皆さんと話し合ったことや色々な出来事を町長自ら書いたものです。町民皆さんのご意見・ご要望・ご感想をお待ちしています。

3月23日 (土曜日) PM1:00

沙留保育所と興部保育所の卒園式が午前中に行われ、両方で13名の子供たちが小学校へと巣立ちました。それぞれ2年から5年の保育期間を経ての卒園ですが、入所時には泣いて親から離れられなかった小さかった子どもがしっかりと挨拶が出来るように成長した姿を見ることが出来るこの時期は町長として特にうれしい時です。小学校の入学式は4月8日です。皆さん元気に入学されますよう願っています。



2月27日 (火曜日)

北海道町村会の正副会長会議や担当の委員会そして理事会が札幌で開催されました。今日の会議は4月25日に予定している定期総会の議案審議でした。北海道町村会は全道の144町村が抱える課題解決のため道庁や国への要請活動と逆に国や道から新しい政策に対して意見を求められることもあります。役員は全道14地区の正副会長で構成され、現在の会長は釧路地区会長の白糠町長が務められていて、私は副会長7人のうちの一人を担っています。

3月5日 (火曜日)

令和6年興部町議会第1回定例会が開会され会期は15日までとなりました。今日は私の町政執行方針並びに教育長の教育執行方針の表明と補正予算の審議が行われました。以前にもこの日誌で書いたように思いますが町議会は定例と言われる開催月が決まっている議会が年4回(3・6・9・12月)あります。このうち、3月は新年度の予算を決める議会とされています。また、町の会計年度は4月～3月ですが実際には5月31日まで整理期間を設けていることから会計監査を受けるのは8月になります。この監査を受けて9月議会で前年度の決算審査が開催され認定を受けるようになっていて、町長の執行方針や予算案に則った事業や予算の活用がなされているか否かをこの9月議会で審査することになっているのです。

3月22日 (金曜日)

「特別交付税」の交付額が発表されました。町の収入は皆さんからお預かりする町民税や様々な手数料や公営住宅入居料などの使用料ほか自主財源と言われるものが約3割、国から交付される地方交付税が4～5割となっています。従ってこの地方交付税は人口の少ない町にとって欠かすことの出来ない財源となります。令和5年度予算50億2200万円に対し地方交付税は24億5千万円、そのうち特別交付税は2億円を予定していたところ、今回2億670万円が交付されることになりました。なんとか予算は確保出来ましたが昨年比で1783万円の減額となりました。これは能登半島地震復興に予算が回されたことが大きく影響しており被災地のことを考えると致し方ないことと思っています。

間もなく年度も終了です。退職や人事異動の季節です。道庁も副知事が交代するようですし、オホーツク総合振興局長も定年退職により交代となります。町においては今年から定年が1年延期となるため退職はありませんが15日には管理職、19日には一般職の異動内示を行いました。また、新規採用者もいますので町民皆様のご指導をお願いいたします。進学や就職のため町を離れる人も多いと思いますが体に気を付けて頑張ってください。では、また。

お便りをいただく場合は、適当な便箋等を封筒など(使い古しのもので構いません)に入れ、封をして、役場窓口か、お知り合いの町職員にお渡し願います。町長のみ開封とし、お返事をさせていただきます。不明な点は、総務課総務係まで。TEL 82・2131です。





興部高等学校卒業式

3月1日、興部高等学校において卒業式が行われました。卒業生11名は、ご両親に見守られながら、卒業証書を授与され、佐藤校長先生よりお祝いと激励の言葉を頂いた後、卒業生代表の加藤青空さんから保護者・先生方・地域の方々へ感謝の思いを込めた挨拶が述べられました。高校卒業おめでとうございます。



興部中学校卒業式

3月15日、興部中学校において、卒業式が行われました。卒業証書授与の後、上野校長先生の挨拶、卒業生を代表して藤田有佑さんから感謝の言葉が述べられました。卒業した29名の生徒は、それぞれの目標に向かって高校へと進みます。卒業おめでとうございます。



感謝状が贈られました

3月13日、興部警察署において、興部小・中学校に通う子どもたちの登下校時に見守り活動を行い、交通事故防止や交通安全、犯罪の防止に貢献されたとして山田尚儀さんに、木下興部警察署長より感謝状が贈られました。

これまでのご尽力と功績に心から感謝申し上げます。



オホーツク中央森林組合より寄贈がありました

昨年10月に、紋別市・興部町・西興部村の3森林組合の広域合併から20年を迎えた、オホーツク中央森林組合より、20周年を記念した「緑の図書贈呈事業」として、はまなす幼稚園、興部・沙留小学校、興部中学校に目録（図書購入金10万円）と北海道森林管理局が制作した「北の森漫画」が野呂田厚司組合長より贈られました。

オホーツク中央森林組合様のご厚情に感謝いたしますとともに、厚くお礼申し上げます。



肌が乾燥すると、かゆみや湿疹などの肌トラブルが起こりやすくなります。空気が乾燥する季節の悩みだと思われがちですが、最近はエアコンなどの使用によりほぼ一年を通じて肌トラブルが起こりやすくなっています。乾燥肌とは肌の水分や、肌を保護する役割の皮脂が不足し、乾燥している状態のことをいいます。肌トラブルを防ぐためには、肌の乾燥を防ぐスキンケアが重要です。スキンケアとは肌を清潔に保ち、乾燥、肌荒れを防ぐため、肌の手入れをすることを指します。

スキンケアの方法

肌の潤いを保つための、「スキンケア」の方法を紹介していきます。
「スキンケア」の基本は、清潔、保湿、保護です。

●清潔～肌に優しい入浴法～

入浴、シャワー浴のポイントは皮脂を落としすぎないことです。そのため、熱いお湯や長湯は避け、体はゴシゴシこすらないようにします。また、低刺激性の石鹸、ボディソープを積極的に用いて肌を保護するようにしましょう。乾燥肌の目立つ子どもや高齢者では、保湿入浴剤などを用いて、乾燥肌の予防ケアを行います。ナイロンタオルやボディブラシは刺激が強いため使わないようにし、よく泡立てた石鹸をつけた手のひらや柔らかいタオルで優しく洗いましょう。



●保湿～乾燥予防の保湿～

保湿剤は数多く市販されていますが、それぞれの特徴や効果を理解したうえで、自分の好みや季節に合ったものを選ぶと良いでしょう。冬は油分の多いもの、夏はサラッとしたタイプのものなど塗り心地の良いものを選ぶようにしましょう。乾燥が強い時は1日に2～3回保湿するようにします。特に入浴後は皮膚表面からの吸収が高まっているので、保湿に最適です。そのため、入浴後タオルで優しく水分を拭き取ったなるべく早く保湿するように心がけましょう。

※使用後にピリピリ感が出たり、肌に合わなかった場合は、変更・使用を中止してください。

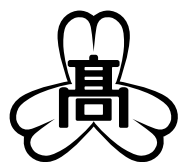
●保護～紫外線対策～

紫外線を浴びると肌の中で炎症が起こります。炎症が起こると肌のバリア機能が乱れ、水分を保つことが出来なくなってしまいます。その結果肌が乾燥したり、肌荒れが起こってしまうのです。紫外線の量は時刻や季節、地域、天候などによって大きく変わりますが、紫外線は一年中降り注いでいるため季節を問わず肌は乾燥しやすい状態にあるといえます。紫外線対策はいくつかの方法を組み合わせるで行っていきます。

- ◎太陽が高くなる正午前後は最も紫外線が強いので、この時間帯の外出は避けたり、長時間外出しないよう心がける。
- ◎日陰で活動する（地面や建物などから反射した紫外線もあるので、日陰にいても紫外線はゼロではありません）。
- ◎日焼け止めを活用する。日焼け止めは汗や摩擦で落ちてしまうため、こまめな塗り直しが必要となります。また、日焼け止めを使用したときはしっかりと落とすことが必要です。お湯や石鹸で落ちるものもあるので、用法をみて選ぶようにしましょう。
- ◎肌の露出が少なく長袖・長ズボンなど肌を覆える服、UVカット用の衣服、帽子、サングラスの着用、日傘の使用。

乾燥が悪化したり、赤み、かゆみ、湿疹などがある時は治療が必要となる場合があるので、一度皮膚科を受診し相談するようにしましょう。

（役場 保健師）



「いま、興部高校では」

行力誠至

オホーツクの流水をとかせ！ 熱き挑戦 令和6年4月1日 第224号

第73回卒業証書授与式

3月1日（金曜日）、来賓・保護者と在校生が見守る中、卒業生11名が卒業証書を受け取り、3年間を過ごした母校を巣立っていきました。今年の卒業式は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたため、これまでの制限が解除され、本来の卒業式の形に戻すことができました。

卒業式では、吹奏楽部演奏による卒業生入場後、佐藤校長より一人ひとりへ卒業証書が授与されました。壇上にカメラとスクリーンを置き卒業生を映し、会場全体で授与式の様子を共有しました。

校長の式辞後、裕一寿興部町長、加藤聡PTA会長から温かい祝辞をいただくなど、母校を旅立つ卒業生へお祝いと励ましの言葉をいただきました。

卒業式の終わりには、学校祭でも披露した全校合唱曲「虹」を合唱し、来賓・保護者・教職員に大きな感動を与えました。

卒業生のみなさんには、興部高校卒業生としての誇りを胸に、それぞれの道で、大きく羽ばたいてほしいと願っています。



送辞を送る在校生



卒業証書を受け取る生徒



全校合唱の様子



答辞を述べる卒業生



退場する卒業生



集合写真

ホームページへのアクセスは、QRコードをご活用ください。➡



4月の行事予定

1日～7日 学年始休業日
8日（月曜日）入学式 始業式・着任式
9日（火曜日）対面式 身だしなみ指導
10日（水曜日）身体測定 写真撮影

12日（金曜日）交通安全街頭指導①
19日（金曜日）内科検診
21日（日曜日）授業参観・PTA総会
25日（木曜日）・26日（金曜日）1学年宿泊研修
30日（火曜日）X線・心電図



入学おめでとうございます

◎新入学児童は 33 名
 興部小学校 22 名 沙留小学校 11 名

ご入学を迎えられる皆さん、おめでとうございます。
 入学式は4月8日（月曜日）です。皆さん元気に入式を
 迎えてください。



- ★ 道路に出るときは必ず左右を確認して、車に注意しましょう。
- ★ 知らない人の車に乗ったり、ついていかないようにしましょう。
- ★ 危険な場所（増水した川等）には近づかないようにしましょう。

地域の皆様へ～「子どもの安全」のため、声かけ・目をかけ・手をかけ・心がけて
 温かく見守ってください。～ （教育委員会 管理課 総務学校係）

新入園・新入学児童を交通事故から守ろう！

春を迎え、新入園、新入学の子どもたちは親の手を離れ行動範囲が広がります。
 外は道路をはじめ危険がいっぱいです。子どもたちを交通事故から守るため、お父さん、お母
 さんはもちろん、私たち大人が、正しい交通ルールを教えるとともに、自分で判断して行動する
 習慣を身につけさせ、子どもたちを交通事故から守りましょう。

子どもの交通事故を防止するには

- 子どもと一緒に通学路を歩いて、危険な場所や安全確認が必要な場所を点検し、具体的に安全
 な通行方法を指導しましょう。
- 子どもには「危ない」「車に気をつけて」という言葉だけの指導では不十分です。
 なぜ危ないのか、何に気をつけたらよいか実際の道路で、保護者が具体的に手本を示しながら
 指導しましょう。
- 道路を横断するときが最も交通事故に遭いやすい危険な場面ですので、安全な道路の渡り方を
 指導しましょう。

たばこは町内で買しましょう！

たばこ税は、私たちが購入するたばこの代金に含まれており、そのうち、
 町たばこ税は購入した販売店のある町の収入となります。たばこ税は町の貴
 重な収入財源となっておりますので、ぜひ町内でたばこをお買い求めいた
 だきますようお願いいたします。



※喫煙者の皆様には、喫煙マナーの向上にご協力ください。（税務財政課 税務係）

令和6年度 「土地・家屋価格等縦覧帳簿」 の縦覧のお知らせ

固定資産税は、毎年1月1日現在で所有している土地・家屋に対して課税される財産税です。

令和6年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を次のとおり行いますので、所在地、固定資産の評価額等についてお確かめください。

■縦覧期間

自 令和6年4月1日
至 令和6年5月31日
(ただし、土曜日、日曜日、祝祭日は除きます。)

■縦覧時間

午前8時30分から
午後5時15分まで

■縦覧場所

興部町役場 税務財政課 税務係

■縦覧対象者

土地または家屋に係る固定資産税の納税者です。
なお、納税者の代理人であっても縦覧はできませんが、代理人を証明する書類が必要です。

(税務財政課 税務係)

協会けんぽ北海道支部 からのお知らせ

■令和6年度の保険料率改定のご案内

令和6年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10.21%(マイナス0.08%ポイント)、介護保険料率は1.60%(マイナス0.22%ポイント)となります。

ご自身の健康づくりや医療のかかり方が将来的な北海道の医療費上昇、保険料率の伸びを抑えることにもつながりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

■さらにお得になる「生活習慣病予防健診」のご案内

協会けんぽでは、35～74歳の被保険者の方を対象に「生活習慣病予防健診」を実施しており、年度内お一人さま1回に限り、健診費用の一部を補助しています。令和5年4月からは、より多くの方に受診いただくために自己負担額を7,169円から5,282円に軽減しております。また、定期健康診断の検査項目に加えて、5大がん検診を含めた充実した健診項目をご用意しているほか、令和6年4月からは付加健診(節目の年齢で受けることが望ましいより詳細な健診)の対象年齢が大幅に拡大します!協会けんぽのお得で充実した内容の「生活習慣病予防健診」をぜひご利用ください!

【お問い合わせ先】

全国健康保険協会(協会けんぽ)
北海道支部 TEL 011-726-0352(代表)

YOSAKOIソーラン祭り 市民審査員募集

演舞を観て感じた『感動』が審査基準のため、特別な技術や知識は必要ありません。

【と き】 6月8日(土曜日) 9:30～19:00
9日(日曜日) 9:30～21:00 の中で3～4時間

【と ころ】 札幌市中央区大通公園周辺

【活動内容】 YOSAKOIソーラン祭りにおける演舞の審査

【定 員】 180人程度(抽選)

【申 込】 4月1日～26日(金曜日) HP、FAX、郵送で申し込みください。
※応募用紙はHPから入手可

【詳細、問い合わせ】

YOSAKOIソーラン祭り実行委員会

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター4階

TEL 011-231-4351 FAX 011-233-4351 HP <https://www.yosakoi-soran.jp/>

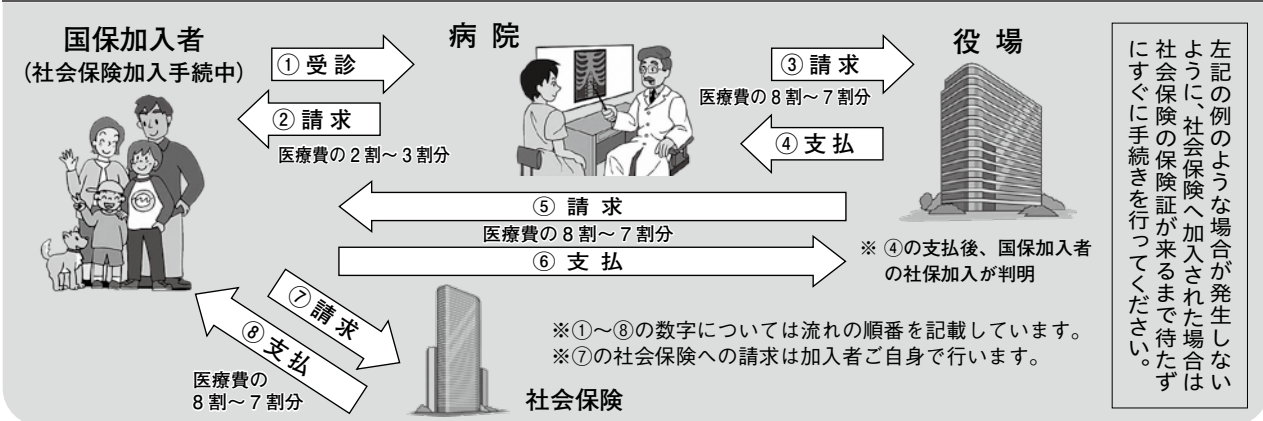


国民健康保険（国保）からのお願い **重要**

■ 社会保険加入後の国保の手続きについて

- 現在、興部町国民健康保険（国保）に加入されている方で社会保険等へ加入される場合、国保から自動的に切り替わるわけではありませんので、社会保険等へ加入された場合は、福祉保健総合センター「きらり」または沙留出張所にて国保の喪失の手続きを行ってください。また、社会保険等から国保へ加入される方についても早めに手続きを行ってください。
- 社会保険等へ加入されて、保険証が届く1ヶ月ほどの間に国保の喪失手続きをせずに国保の保険証を使用し医療機関に掛かれた場合、本来、社会保険等へ加入されている期間中に国保を使用していることとなりますので、受診された医療費を返還請求させていただきます。

社保加入中に国保の喪失手続きをせずに国保の保険証で病院に受診した場合の例



■ 国保の被保険者証の更新について

(※ 75歳未満の「興部町国民健康保険」の方が該当となります。)

- 現在、お持ちの被保険者証の、有効期間は令和6年7月31日までとなっております。令和6年8月1日からの被保険者証につきましては、7月に簡易書留にて郵送いたします。

■ 国保加入者に転出手続きをされた学生がいる場合

- 進学のため町外に転出された国保加入者がいる場合、または既に進学されて2年目以降の方がいる場合、転出後も興部町の国保を利用するために必要な手続きがありますので、必ず「きらり」へ連絡をお願いいたします。手続きの際に、「就学証明書」または「学生証」の写しが必要となります。

■ 限度額適用認定証の発行について

- 入院される際に、病院より「役場で高額医療費の手続きをしてきてください。」と言われる場合がありますが、その際に「きらり」で発行する証が限度額適用認定証になります。
- 限度額適用認定証とは、世帯ごとに所得により決まっている医療費支払限度額を確認するものであり、年齢や世帯の所得、住民税の課税状況などで区分され、入院時の食事代にも影響しますので、入院される際には手続きを行ってください。（世帯の所得や年齢等により限度額適用認定証が発行されない場合もあります）
- また、現在限度額適用認定証をお持ちの方は、有効期間が令和6年7月31日までとなっております。令和6年8月1日からの限度額適用認定証が必要な方は、再度申請をお願いいたします。
- なお、マイナンバーカードを健康保険証として利用いただければ（マイナ保険証）、限度額適用認定証等の手続きをすることなく、限度額を超える支払いが免除されますので、ぜひ、マイナ保険証をご利用ください。

お問い合わせ先

興部町 福祉保健総合センター「きらり」 介護支援課 保険医療係 Tel 82 - 4140

農業委員会からの情報です！

農業委員会では、国の指導に基づき、関係業務（令和5年分）の情報提供を致します。

1. 関係法律に基づく「農地」に係る許可等の決定状況について

①総会の開催

- イ. 令和5年1月から令和5年12月まで（毎月末の週） 12回
- ロ. 申請から許可までに要した日数 30日

②許可・決定の内訳

イ. 「農地法」関係

◎許可の状況（令和5年1月～令和5年12月）

法律の適用条項	許可件数(件)	摘 要
第3条（農地の権利の移動）	0	
第4条（農地の転用）	1	戻し堆肥舎建設
第5条（農地の転用のための権利移動）	0	

ロ. 「農業経営基盤強化促進法」関係

◎措置の状況（令和5年1月～令和5年12月）

法律の適用条項	措置件数(件)	摘 要
第18条（農用地利用集積計画の作成）	40	貸借権、所有権移転

◎賃借料の状況（令和5年1月～令和5年12月に締結された貸借権における賃借料水準）

地区名	賃借料 平均額 (円/10a)	最高額 (円/10a)	最低額 (円/10a)	データ数 (筆)
興 部	4,033	5,000	2,200	28
北 興	4,000	5,800	1,000	10
宇 津	2,833	3,700	2,500	53
秋 里	-	-	-	-
朝 日	4,000	4,000	4,000	1
豊 野	3,533	4,500	2,600	71
豊 畑	-	-	-	-
沙 留	3,100	3,500	2,900	18
住 吉	3,300	3,300	3,300	14
富 丘	3,000	3,000	3,000	13
興部町平均（参考）	3,475	4,100	2,688	208

2. 農業者年金について

①加入者

- イ. 男性 31人
- ロ. 女性 8人

②種類と受給内訳

以下の2種類があり、いずれも65歳の時点で受給（60歳までの繰上請求も可能）を開始し、終身もらえる年金です。なお、支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税について節税できます。



イ. 老齢年金

- ・自己で積立した保険料（月額 20,000 円～ 67,000 円）と運用益を原資として給付される年金 ※ 35 歳未満で一定の要件を満たす方は、月額 10,000 円～ 67,000 円
- ・80 歳前に死亡した場合には、遺族に死亡一時金が支給

ロ. 特例付加年金

- ・国庫補助された保険料の積立額と運用益を原資として給付される年金
- ・「経営継承」という方法で、農地・施設を後継者等に処分することにより支給

③その他

ご不明な点は、JA北オホーツクまたは農業委員会までお問い合わせください。

3. 農地台帳の公表について

農業委員会では、「農地がどこにあるのか」などの農地台帳に記載された事項について、公表しております。

公表には、「農業委員会による窓口公表」の他に「インターネットによる公表」があり項目については次のとおりです。

尚、農業委員会による窓口公表（閲覧、提供）にあたっては、条例に基づいて手数料が掛ります。

	公 表	
	農業委員会窓口公表	インターネット公表
農地の所在、地番、地目及び面積	○	○
賃借権等の種類・存続期間	○	○
耕作者ごとの整理番号	○	○
遊休農地の措置の実施状況	○	○
貸付けに関する所有者の意向	○	○
農振法・都市計画法等の区域区分	○	○
農地中間管理機構が借りている農地かどうか	○	○
所有者の氏名・名称	○	×
賃借人等の氏名・名称	○	×
耕作者の氏名・名称	○	×

○がついた項目は公表します。×がついた項目は公表しません。

※ インターネットによる公表は、全国農業会議所が「農地情報公開システム」を利用し、誰もがパソコンとインターネットを使って、地図上で農地の所在、地番、地目及び面積などの情報を見ることができるような仕組みにより公表します。

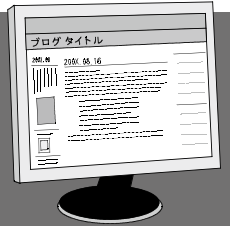
4. その他について

- ① 農業委員会総会は、法令等に基づき「公開」しております。
- ② 総会の議事録や関係法律に係る諸情報については、農業委員会にて縦覧・備付等しております。
- ③ 農地の権利（所有権、賃借権など）を取得する場合、当町における取得後の利用面積は、法令に基づき2ヘクタール以上としております。
- ④ 農地の転用は、必ず農業委員会の許可を受けてから実施をしていただきます。
無断転用が判明した場合、法令に基づき『工事の中止、元の農地への復元』を指導・命令され、これに従わない場合には罰則として『3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は、1億円以下）』を科されますので、ご注意ください。
- ⑤ 農地を相続した場合には、法令に基づき農業委員会に届出なければなりません。（届出なければ、10万円以下の過料）
- ⑥ 農地所有適格法人（現在23法人）は、法令に基づき毎事業年度の終了後3月以内に事業の状況等を農業委員会までご報告をしていただきます。（未報告の場合、30万円以下の過料）
- ⑦ その他、農地の売買・賃貸借などにつきましても、お気軽にご相談ください。

警察署からのお知らせ

**投資詐欺
に注意!**

SNS上の
「投資すれば絶対に儲かる」
という広告やメッセージに注意!!



偽アプリ画像

広告を押すと、SNSグループへ招待される!

グループ内には指南役や先生と呼ばれる者がおり、グループ内のその他の者から「〇〇円儲かった。」
「先生さすがです!」などの成功体験が語られる!

成功体験を見て、指南役(先生)に個別に連絡を取ると、「FX投資」「水素エネルギーへの投資」などを勧められ、投資アプリをダウンロードさせられる!

アプリ上では資産が増えてるよう表示されているため
どんどん投資を続けてしまうが、実は偽の投資アプリで、投資したお金が全て抜き取られてしまう!



そんなうまい話
ありませんよ!

一人で悩まずにすぐ相談! 北海道警察 #9110

興部町商工会より

カム 3月分の 買夢バック賞 抽選結果のお知らせ

(興部町商工会共通商品券 5,000円分×10本) の当選番号は・・・
**No.35、No.131、No.194、No.217、No.241、No.311、No.345、No.368、
No.413、No.454。**

※当選された方は抽選券半券をご持参の上、商工会にお立ち寄りください。
次回(4月分)も抽選を行いますので、この機会に商品券をご利用ください。

◎興部町商工会 興部町旭町(地域産業振興センター内) Tel 82-2217

国民年金

令和6年度の国民年金保険料は月額 16,980円に改定されます

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられていて、厚生年金保険に加入していない方は国民年金に加入することになります。

国民年金の保険料は毎年度改定されますが、令和6年度の保険料は、月額16,980円（令和5年度から460円の引き上げ）に改定されます。また、受取る年金額が増える「付加保険料（月々400円）」の納付もおすすめです。付加年金は老齢基礎年金に上乗せされて受取ることができます。付加年金の年金額は、200円×付加年金保険料納付月数となります。

毎月の保険料は、日本年金機構から毎年4月の月上旬に送られてくる1年分の「納付書」によって翌月の末日までに納めます。（注：年度の途中で60歳となられる方は、60歳到達日（誕生日の前日）の属する月の前月分までの納付書となります。）

納付の窓口は、金融機関（ゆうちょ銀行を含む）またはコンビニエンスストアとなっています。（月末が土曜日、日曜日、休日等にあたる場合および年末の納期限は、翌月最初の金融機関等の営業日となります。）納付書を持って納付期限までに納めてください。また、口座振替、クレジットカード、電子（キャッシュレス）決済、電子納付（Pay-easy）により納めて頂くことも可能です。

【国民年金の支払は前納で安くなります】

国民年金において、一定期間の保険料をまとめて納めることにより保険料額から割引額が控除される「前納制度」を設けています。

(1) 6ヶ月前納の場合の保険料額（令和6年4月～令和6年9月分の保険料または令和6年10月～令和7年3月分の保険料が対象）

- ・口座振替の場合：100,720円（毎月納める場合より1,160円の割引）
- ・現金納付の場合：101,050円（毎月納める場合より830円の割引）

(2) 1年前納の場合の保険料額（令和6年4月～令和7年3月分の保険料が対象）

- ・口座振替の場合：199,490円（毎月納める場合より4,270円の割引）
- ・現金納付の場合：200,140円（毎月納める場合より3,620円の割引）

(3) 2年前納の場合の保険料額（令和6年4月～令和8年3月分の保険料が対象）

- ・口座振替の場合：397,290円（毎月納める場合より16,590円の割引）
- ・現金納付の場合：398,590円（毎月納める場合より15,290円の割引）

※クレジットカードによる前納の保険料は現金納付と同じ金額になります。

《前納の申込みについて》

- 前納制度を利用するには、年金事務所に申出を行う必要があります。
- 令和6年3月から、国民年金保険料の口座振替・クレジットカードによる前納について、年度途中からまとめて振替（立替）できるようになります。

※詳しくは北見年金事務所にお尋ねください。

【お問合せ】 北見年金事務所 国民年金課 (TEL 0157-25-8703)
自動音声のあと「2→2」を押してください。

興部町役場 住民課 戸籍年金係 (TEL 82-2164)

4月の年金相談(4月17、18日紋別市開催)の詳細については「広報おこっぺ3月号」でご確認ください。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

4月の行事

8日(月曜日) 興部小学校入学式
沙留小学校入学式
興部中学校入学式
興部高等学校入学式

9日(火曜日) はまなす幼稚園入園式

ご結婚おめでとう

夫婦の氏名	住所
加藤 遼	元 町
森山 渚	元 町

お悔やみ申し上げます

死亡者氏名	年齢	住所
野々山 弘	88	元 町
長坂 廣行	67	本 町
多田ミツエ	87	緑ヶ丘
田村みどり	86	泉 町

◆町内に住所があり、町外に届出書(出生届・婚姻届・死亡届)を提出した方で、慶弔欄に掲載希望をされる方は、下記までご連絡ください。

◎役場住民課 広報統計係
TEL 82-2164まで

固定資産に関するお知らせ

家屋の新增築(住宅・車庫・物置・倉庫・牛舎等含む)や取り壊し、所有者変更があった場合、課税誤り等の発生を防ぐため必ず税務財政課税務係へご連絡頂きますようご協力お願い致します。



税務財政課税務係 連絡先(Tel 82-2550)

●人のうごき

2月末現在

人口	3,575	(前月比)	(- 1)	(前年比)	(- 20)
男	1,762	(± 0)		(- 10)	
女	1,813	(- 1)		(- 10)	
世帯数	1,843	(+ 8)		(+ 58)	

ご寄附のお礼

- ▷泉町 田村亀雄さんより亡妻(故田村みどりさん)の香典返しを廃して
泉町自治会へ
社会福祉協議会へ
- ▷元町 野々山令子さんより亡夫(故野々山弘さん)の香典返しを廃して
元町自治会へ
社会福祉協議会へ
- ▷緑ヶ丘 多田直男さんより亡妻(故多田ミツエさん)の香典返しを廃して
緑ヶ丘自治会へ
社会福祉協議会へ
- ▷本町 長坂恭子さんより亡夫(故長坂廣行さん)の香典返しを廃して
本町自治会へ
社会福祉協議会へ
- ▷ふるさと応援寄附として
2月は1,701名の方から応援いただきました。
ご寄附ありがとうございました。

